

兵庫県教育委員会 様

高等学校等就学支援金

○年 ○月 ○日

(下の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください)

受給資格認定申請書 (初回時)

高等学校等就学支援金 (以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書 (2回目以降)

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(次の事項を確認・了承し、すべての□にレ印を付けてください)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

これまで、高等学校等 (修業年限が3年未満のものを除く) を卒業又は修了したことはありません。

これまで、高等学校等に在学した期間が通算して36月 (定時制・通信制は48月) を超えていません。(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めない)

今後、収入の修正申告・税額の更正決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は調整控除額の変更や、再婚・離婚・死別・養子縁組等による保護者等の変更があった場合は、速やかに学校に連絡します。

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

(次の事項を確認し、いずれかの□にレ印を付けてください)

・就学支援金の支給に関する事務における、個人番号を含まない認定結果を、高校生等臨時支援制度の判定に利用することについて、 了承します。 了承しません。

※了承されない場合、高校生等臨時支援制度の判定にかかる必要書類は別途提出いただくこととなります。

就学支援金の支給に関する事務における、個人番号を含まない認定結果を、高校生等奨学給付金の申請案内に利用することについて、 了承します。 了承しません。

(以下の空欄に、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」を確認のうえ、記入してください)

フリガナ	ヒョウゴ イチロウ	昭和	21	10	15
名前	兵庫 一郎	平成			
住所	〒650-0000 兵庫 都道 神戸 市区町村 中央区〇〇通1-1-1				
電話番号	自宅 078-000-0000	携帯	090-0000-0000		
メールアドレス	XXXXXX@△△△.ne.jp				

【1. 高等学校等の在学期間について】

① 現在 高等 在学 学校 等	学校名			
	兵庫県立神戸北高等学校			
	学校の種類・課程・学科	学年	組	出席番号
	全日制課程 普通科	1	2	3
② 過 高去 等在 学学 校し 等た	在学期間		うち支給停止期間等	
	令和7年4月1日～		年 月 日～ 年 月 日	
	学校名		学校の種類・課程・学科	
	在学期間		うち支給停止期間等	
年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日		

(※以下、学校において記入)
学校受付日

年 月 日

認定番号

2 5 - 1 2 - 3 2 1 0 0 1 1 - 0 0 1

記入例

提出日を記入(7月1日以降の日付)

初めて申請する場合
 就学支援金を受給していない場合はこちらにチェック

継続の手続きの場合
 離婚・再婚など保護者に変更があった場合はこちらにチェック

各事項を確認の上、すべてにチェック
(チェックがない場合は就学支援金を受給できません)

事項を確認の上、いずれかにチェック

・所得制限により就学支援金が不認定となった場合に、高校生等臨時支援制度の対象となります。就学支援金の認定結果により、高校生等臨時支援制度の判定を行うことを了承されない場合は、別途判定に必要な書類を提出いただくこととなります。

非課税世帯・生活保護世帯の方は、高校生等奨学給付金の給付対象者となります。ご了承いただいた方のうち、就学支援金の認定結果より非課税世帯と推測できる場合に、学校より給付金の申請案内をさせていただきます。
※判定基準が異なるため、該当となる方全員にご案内できるものではありません。

生徒または保護者が記入

過去に高等学校等に在学していたことがある場合は必ず記入してください。(特別支援学校を含む)
記入のない場合、過去の支給月数の確認ができず支給月数を超過してしまうことにより後日多額の授業料を納付していただくことになる場合があります。

【2. 保護者等の収入の状況について】

(次の空欄に、申請又は届出時点の保護者等について記入してください)
 住所は、保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)ただし、1月1日現在で日本国内に住所を有していない場合や個人番号の指定を受けていない場合には、□にレ印を付けてください。

名 前	生徒との続柄	名 前	生徒との続柄
(フリガナ) ヒョウゴ タロウ		(フリガナ) ヒョウゴ ハナコ	
兵庫 太郎	父	兵庫 花子	母
生年月日 昭和 48 年 7 月 10 日 平成 西暦		生年月日 昭和 50 年 12 月 20 日 平成 西暦	
住所 兵庫 都道 神戸 市 町村		住所 兵庫 都道 神戸 市 町村	
<input type="checkbox"/> 個人番号の指定を受けているが、1月1日現在、日本国内に住所を有していない。		<input type="checkbox"/> 個人番号の指定を受けているが、1月1日現在、日本国内に住所を有していない。	
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない。		<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない。	

(下の2つの□のうち、どちらかの□にレ印を付けてください)

- 上記の保護者等については、今回初めて個人番号カードの写し等を提出します。
- 上記の保護者等については、以前に個人番号カードの写し等を提出済みですので、今回は添付しません。

(次の事項を確認し、該当する場合には□にレ印を付けてください)

- 生徒がその年(1～6月についてはその前年)の1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている世帯に属している。

申請又は届出時点における保護者等の状況及び個人番号カードの写し等の提出状況については次のとおりです。
 (次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください)

生徒が未成年(18歳未満)の場合	
①	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分 ・離婚、死別等により親権者が1人の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)1名分 親権者又は未成年後見人が存在しない場合 等
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
⑤	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者(両親等)2名分
⑥	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分 ・離婚、死別等により主たる生計維持者が1人の場合 ・主たる生計維持者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、主たる生計維持者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 ・以前から親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
生徒が入学時点で成人に達している、または①～⑥に該当しないが、主たる生計維持者が存在する場合	
⑦	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分
生徒が成人・未成年に関わらず、本人が自己で生計を維持している場合	
⑧	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(※保護者等が、一時的に親権又は生計維持を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④・⑥・⑧のいずれかの□にレ印を付けてください。)

記入例

個人番号カードの写し等を添付する(提出した)保護者等の名前を記入

個人番号による所得照会において、課税地の確認が必要となるため、**該当年の1月1日現在の住所地を記入**
 (※直近で転居した場合等は、注意してください。)

保護者等が海外赴任等により日本で課税されていない場合など

いずれかにチェック
 (※過去に個人番号カードの写し等を提出済みであれば、再度の写し等の添付は不要です)

令和4年7月認定分より、個人番号による生活保護情報照会ができませんので、該当する場合はチェックをしてください。

①から⑧までのうちいずれか1つに必ずチェック
※令和4年4月より成人年齢が18歳に引き下げられることに伴い、申請・届出時点の該当するケースをよくご確認ください。

生徒が未成年(18歳未満)の場合・・・①～④から選択

生徒が在学中に成人(18歳)したが、生計維持者(両親等)に変更がない場合・・・⑤または⑥から選択

入学時点で成人であるが、生計維持者が存在する場合
 生徒が在学中に成人後、生計維持者に変更があった場合 等 }・・・⑦を選択

祖父母などが養育している場合